【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和1年11月14日(2019.11.14)

【公開番号】特開2019-12238(P2019-12238A)

【公開日】平成31年1月24日(2019.1.24)

【年通号数】公開・登録公報2019-003

【出願番号】特願2017-129898(P2017-129898)

## 【国際特許分類】

| G   | 0 | 9 | G | 5/00         | (2        | 0 | 06 | . 0 | 1) |
|-----|---|---|---|--------------|-----------|---|----|-----|----|
| G   | 0 | 2 | В | 27/01        | (2        | 0 | 06 | . 0 | 1) |
| G   | 0 | 9 | G | 5/10         | (2        | 0 | 06 | . 0 | 1) |
| G   | 0 | 9 | G | 5/36         | (2006.01) |   |    |     |    |
| В   | 6 | 0 | J | 1/02         | (2006.01) |   |    |     |    |
| В   | 6 | 0 | Κ | <i>35/00</i> | (2006.01) |   |    |     |    |
| Н   | 0 | 4 | Ν | 5/64         | (2006.01) |   |    |     |    |
| Н   | 0 | 4 | Ν | 5/74         | (2        | 0 | 06 | . 0 | 1) |
| F ] |   |   |   |              |           |   |    |     |    |
| G   | 0 | 9 | G | 5/00         | 5         | ) | 5  | 0   | C  |
| G   | 0 | 2 | В | 27/01        |           |   |    |     |    |
| G   | 0 | 9 | G | 5/00         | 5         | ) | 1  | 0   | Α  |
| G   | 0 | 9 | G | 5/00         | 5         | • | 3  | 0   | Н  |
| G   | 0 | 9 | G | 5/00         | 5         | ) | 3  | 0   | Т  |
| G   | 0 | 9 | G | 5/10         |           |   |    |     | Z  |
| G   | 0 | 9 | G | 5/36         | 5         | ) | 2  | 0   | Е  |
| G   | 0 | 9 | G | 5/36         | 5         | ) | 2  | 0   | Α  |
| В   | 6 | 0 | J | 1/02         |           |   |    |     | М  |
| В   | 6 | 0 | K | 35/00        |           |   |    |     | Α  |
| Н   | 0 | 4 | Ν | 5/64         | 5         | • | 2  | 1   | Р  |
| Н   | 0 | 4 | Ν | 5/74         |           |   |    |     | Z  |

## 【手続補正書】

【提出日】令和1年9月30日(2019.9.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

対象空間に虚像を表示させる表示部を制御する制御部と、

前記表示部に加わる振動に関する振動情報を取得する取得部と、を備え、

前記制御部は、前記振動情報に基づいて前記振動が第1閾値を超え、<u>かつ、</u>前記虚像の 視距離が第2閾値を超えると、前記虚像の表示態様を変化させる、

表示システム。

## 【請求項2】

前記表示態様は前記虚像の透過率である請求項1に記載の表示システム。

# 【請求項3】

前記表示態様は前記虚像の大きさである

請求項1又は2に記載の表示システム。

## 【請求項4】

前記表示態様は前記虚像の形状である

請求項1~3のいずれか1項に記載の表示システム。

#### 【請求項5】

前記制御部は、視距離が前記第2閾値以下に収まるように前記虚像の形状を変化させる 請求項4に記載の表示システム。

## 【請求項6】

前記振動は、前記表示部の姿勢の時間変化である

請求項1~5のいずれか1項に記載の表示システム。

## 【請求項7】

請求項1~6のいずれか1項に記載の表示システムと、

前記表示部に加わる前記振動を検知する検知システムとを備え、

前記取得部は、前記検知システムから前記振動情報を取得する

情報提示システム。

#### 【請求項8】

対象空間に虚像を表示させる表示部を制御する制御部と、

前記表示部に加わる振動に関する振動情報を取得する取得部と<u>、</u>を備えた表示システムの制御方法であって、

前記振動情報に基づいて前記振動が第1閾値を超え、<u>かつ、</u>前記虚像の視距離が第2閾値を超えると、前記虚像の表示態様を前記制御部に変化させる

表示システムの制御方法。

## 【請求項9】

コンピュータシステムに、

請求項8に記載の表示システムの制御方法を実行させるためのプログラム。

## 【請求項10】

請求項1~6のいずれか1項に記載の表示システムと、

前記対象空間に前記虚像を表示させる表示部と、

光透過性を有し、前記表示部から出射された光を反射することによって前記虚像を対象者に視認させる反射部材と、を備える

移動体。

# 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

## [0006]

本開示の一態様の表示システムは、対象空間に虚像を表示<u>させる</u>表示<u>部の</u>表示を制御する制御部と、前記表示部に加わる振動に関する振動情報を取得する取得部と<u>、</u>を備える。前記制御部は、前記振動情報に基づいて前記振動が第1閾値を超え、<u>かつ、</u>前記虚像の視距離が第2閾値を超えると、前記虚像の表示態様を変化させる。

# 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

# 【補正の内容】

## [0008]

本開示の一態様の表示システムの制御方法は、対象空間に虚像を表示<u>させる</u>表示<u>部の</u>表示を制御する制御部と、前記表示部に加わる振動に関する振動情報を取得する取得部と<u>、</u>を備えた表示システムの制御方法である。一態様の表示システムの制御方法では、前記振

動情報に基づいて前記振動が第1閾値を超え、<u>かつ、</u>前記虚像の視距離が第2閾値を超えると、前記虚像の表示態様を前記制御部に変化させる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

[0010]

本開示の一態様の移動体は、前記表示システムと、<u>前記対象空間に前記虚像を表示させる表示部と、</u>光透過性を有し、前記表示部から出射された光を反射することによって前記虚像を対象者に視認させる反射部材と、を備える。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0070

【補正方法】変更

【補正の内容】

[0070]

(4)変形例

上記実施形態は、本開示の様々な実施形態の一つに過ぎない。上記実施形態は、本開示の目的を達成できれば、設計等に応じて種々の変更が可能である。また、表示システム10と同様の機能は、表示システム10の制御方法、プログラム、又はプログラムを記録した非一時的な記録媒体等で具現化されてもよい。一態様に係る表示システム10の制御方法は、対象空間400に虚像300を表示する表示部40と、表示部40の表示を制御する制御部5と、表示部40に加わる振動に関する振動情報を取得する取得部6と、を備えた表示システム10の制御方法である。一態様に係る表示システム10の制御方法では、振動情報に基づいて振動が第1閾値を超え、虚像300の視距離が第2閾値を超えると、表示部40が表示する虚像300の表示態様を制御部5に変化させる。一態様に係る(コンピュータ)プログラムは、コンピュータシステムに、表示システム10の制御方法を実行させるためのプログラムである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0080

【補正方法】変更

【補正の内容】

[0800]

また、表示部 4 0 から照射された光を反射する反射部材が、自動車 1 0 0 のウインドシールド 1 0 1 で構成されているが、反射部材はウインドシールド 1 0 1 に限定されず、ウインドシールド 1 0 1 とは別体に設けられた透光板でもよい。